

令和8年度着手

県営土地改良事業計画概要書

(緊急農地防災事業)

しおかわ
塩川地区

目 次

| | | |
|-----|----------------------------------------------------------|---|
| I | 土地改良事業計画の概要 | 1 |
| | 第1章 目的 | 1 |
| | 第2章 地域の所在及び現況 | 1 |
| | 第3章 基本計画 | 3 |
| | 第4章 工事又は管理の要領 | 4 |
| | 第5章 換地の要領 | 4 |
| | 第6章 費用の概算 | 4 |
| | 第7章 効用 | 5 |
| | 第8章 他の事業との関係 | 5 |
| | 第9章 計画概要図 | 5 |
| II | 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の 予定管理方法 | 7 |
| III | 県営土地改良事業(塩川地区)における事業費 及び事務的経費の負担区分の予定並びに地元負担の 予定基準 | 8 |

I 土地改良事業計画の概要

第1章 目的

第1節 事業の種類

県営緊急農地防災事業

排水（土地改良法第2条第2項第1号農業用排水施設整備）

第2節 事業の目的

本地区は、愛知県の西部に位置し、二級河川日光川、二級河川領内川との合流地点に位置する流域約120haの低平地で、排水先の河川水位より標高が低いため、常時排水も排水機による強制排水に依存している。

塩川第1排水機場は昭和58年度、塩川第2排水機場は平成24年度に単独土地改良事業で整備された排水機場であるが、地区内開発による流出量の増加、経年劣化に起因する排水機的能力低下により、地区内の排水機能が低下し、湛水被害が発生する恐れがある。

このため、塩川第2排水機場を廃止し、塩川第1排水機場を更新整備するものである。

第3節 関係地積

単位:ha

| 地目 時点 | 田 | 畑 | 樹園地 | 小計 | 道水路 | 非農用地 | その他 | 計 |
|----------|------|-----|-----|------|---------|------|------|------|
| 現況 | 19.3 | 1.5 | - | 20.8 | その他に含める | | 10.1 | 30.9 |
| 計画 | 19.3 | 1.5 | - | 20.8 | その他に含める | | 10.1 | 30.9 |

第2章 地域の所在及び現況

第1節 地域

稲沢市

第2節 地積

(令和8年2月現在)

単位:ha

| 現況地目 市町村名 | 田 | 畑 | 樹園地 | 小計 | 道水路 | 非農用地 | その他 | 計 |
|--------------|------|-----|-----|------|---------|------|------|------|
| 稲沢市 | 19.3 | 1.5 | - | 20.8 | その他に含める | | 10.1 | 30.9 |

※稲沢市都市計画図より測定

第3節 現況

(1) 地域及び土質等

気象は年平均気温15.6℃、年平均降水量約1,730mmで、降雪はほとんどない、温暖な気象条件に恵まれた地域である。

地質は木曾川の堆積により形成された肥沃な土壌である。

(2) 水利状況

①用水状況

本地区の用水状況は、宮田用水土地改良区の受益地内であり、大江幹線水路から、大塚支線水路を経て、末端ほ場へかんがいしている。

②排水状況

排水は、地区内の排水路により流下し、塩川第1排水機場他、4機場により領内川へ排水されている。

しかしながら、近年の地区内開発による流出量の増加や経年劣化に起因する排水機の機能低下によって、既存の排水施設では排水能力の不足が生じている。その結果、排水状況が悪化し、農地・農業用施設等に年々湛水被害が顕在化していることから、早急な排水施設の更新整備が望まれている。

(3) 道路状況

流域中央部を国道155号、及び一般県道給父西枇杷島線が通り、都市への交通の便の極めて良い地域である。

(4) 営農状況

本地区は、都市近郊農村地帯であり、基盤整備が実施されており稲作を中心とした農業の近代化を図りつつある。

また、本地区はしばしば湛水被害に見舞われており、安定した農業経営に支障をきたしている。

(5) 地域環境の概況

本地区は、稲沢市の南部に位置する、平坦な農業地帯である。優良農地の確保とともに貴重な田園環境が保たれており、水田、水路には身近な水辺の動植物相が形成されている。

第3章 基本計画

本事業の受益面積は30.9haである。

単位:ha

| 事業名 | 田 | 畑 | その他 | 計 |
|---------------|------|-----|------|------|
| 農業用排水施設整備（排水） | 19.3 | 1.5 | 10.1 | 30.9 |

第1節 農業用排水施設整備（用水）

該当なし

第2節 農業用排水施設整備（排水）

本地区では、地区内開発等による流出量の増加、および供用年数の経過による機能低下から、既存の排水施設では排水能力に不足が生じている。その結果排水状況が悪化し、農地・農業用施設等に年々湛水被害が顕在化してきている。よって、早急に排水機場の改修を行うことによる排水対策を講じ、湛水被害を未然に防止し、農業経営と民生の安定を図る。

第3節 区画整理

該当なし

第4節 暗きょ排水

該当なし

第5節 環境配慮

機場周辺には魚類等が生息しているため、締切内に入り込んだ生物は遊水池へ回避させ保護するとともに、工事現場へ近づかないようネットを張る等の対策を行う。また濁水防止対策を講じ、水生生物の生息環境に配慮する。

第4章 工事又は管理の要領

第1節 工事

工事は、県営緊急農地防災事業塩川地区として、
塩川第1排水機場（更新）φ400×2台 Q=0.72m³/s 及び
塩川第2排水機場（撤去）を施工する。

予定工期

着手 令和8年度
完了 令和15年度（予定）

第2節 管理の要領

県営緊急農地防災事業塩川地区により造成された土地改良施設は領内川用悪水土地改良区が管理する。

第5章 換地の要領

該当なし

第6章 費用の概算

| 事業名 | 事業費 ※1) | 事務的経費 ※2) | 合計 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|
| 農業用排水施設整備(排水) | 857,000千円 | 140,000千円 | 997,000千円 |
| 合計 | 857,000千円 | 140,000千円 | 997,000千円 |

(令和7年度単価。消費税については10%にて算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは愛知県緊急農地防災事業実施要綱により定められた事務費及び工事雑費。

第7章 効用

| 区分 効果項目 | 年総効果 (便益)額 | 年総増加 農業所得額 | 備 考 |
|--------------------|---------------|---------------|--------------------------|
| 作物生産効果 | 12,416千円 | 12,444千円 | 排水機場の改修による作物の被害防止 |
| 維持管理費節減効果 | ▲4,003千円 | 63千円 | 排水機場の改修に伴う施設の維持管理費の節減 |
| 災害防止効果 (農業関係資産) | 143,502千円 | 10,540千円 | 排水機場の改修による農地および農業施設の被害防止 |
| 災害防止効果 (一般資産) | 110,169千円 | — | 排水機場の改修による一般資産の被害防止 |
| 国産農産物安定供給効果 | 2,008千円 | — | 排水機場の改修による国産農産物の安定供給の維持 |
| 合 計 | 264,092千円 | 23,047千円 | 総便益額 5,526,059千円 |

<参考>

| | | |
|-------------|---|-------------|
| ① 当該事業費 | : | 756,672千円 |
| ② その他費用 | : | 1,756,038千円 |
| ③ 総費用 | : | 2,512,710千円 |
| ④ 年償還額 | : | —千円/年 |
| ④' うち機能向上分 | : | —千円/年 |
| ⑤ 年総効果(便益)額 | : | 264,092千円/年 |
| ⑥ 現況年総農業所得額 | : | 19,758千円/年 |
| ⑦ 年総増加農業所得額 | : | 23,047千円/年 |

評価期間：48年

割引率：0.04

| | | |
|------------------|---|-------------|
| ⑧ 総便益額(現在価値化) | : | 5,526,059千円 |
| ⑨ 総費用総便益比 (⑧÷③) | : | 2.19 ≥ 1.0 |
| ⑩ 総所得償還率 (④÷⑥) | : | — ≤ 0.2 |
| ⑪ 増加所得償還率 (④'÷⑦) | : | — ≤ 0.4 |

第8章 他の事業との関係

なし

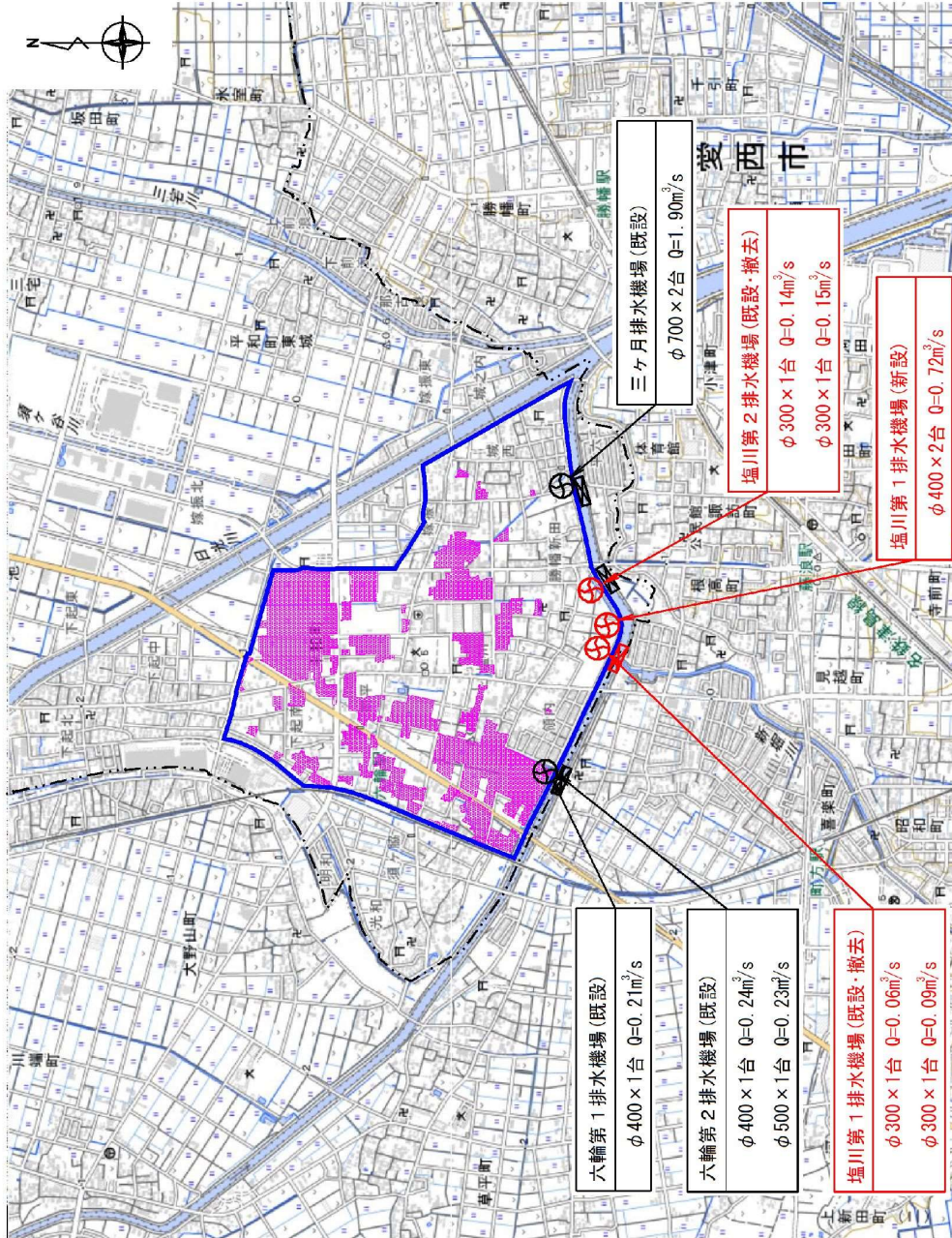
第9章 計画概要図

別添計画概要図のとおり

概 要 図 例



| 例 | |
|---|-------------|
| | 流域区域 |
| | 受益区域 |
| | 排水機場(既設) |
| | 排水機場(撤去・新設) |
| | 樋門・樋管(既設) |
| | 市町村界 |



Ⅱ 県営土地改良事業によって造成される土地改良施設の予定管理方法

1. 管理者

領内川用悪水土地改良区

2. 管理すべき施設の種類

塩川第1排水機場φ400×2台 $Q=0.72\text{m}^3/\text{s}$

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

管理者の定める規程による。

4. 管理に要する費用の概算及び負担方法

(1) 費用の概算

| 名称 | 年間管理費 | 備考 |
|---------------------|--------|----|
| 塩川第1排水機場 φ400×2台 | 約337千円 | |

(2) 費用の負担方法

必要経費は管理者の定める規程により負担する。

5. その他管理方法に関する基本的事項

当該施設の管理については、管理者の定める規程による。

Ⅲ 県営土地改良事業(塩川地区)における事業費及び事務的経費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 事業に要する費用

| | | | |
|-----------|---|-----------|-----------|
| 997,000千円 | { | 事業費 ※1) | 857,000千円 |
| | | 事務的経費 ※2) | 140,000千円 |

(令和7年度単価。消費税については10%にて算定。ただし、物価変動により将来変動することがある。)

※1) 事業費とは土地改良事業に要する費用のうち、事務的経費を差し引いた費用。

※2) 事務的経費とは愛知県緊急農地防災事業実施要綱により定められた事務費及び工事雑費。

2. 負担区分の予定割合

(単位：%)

| 事業の種類 | 国庫負担 | 県負担 | 稲沢市負担 | 地元負担 |
|-------|------|-----|-------|------|
| 事業費 | — | 85 | 15 | — |
| 事務的経費 | — | 100 | — | — |

3. 土地改良法第91条の規定による負担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の稲沢市は土地改良法（昭和24年法律第195号。）第91条第6項の規定により、本事業によって受ける利益を限度として、これに相当する金額を愛知県に対し負担する。

4. 地元負担の予定基準

該当なし

5. 特別徴収金

該当なし